○文部科学省告示第三十六号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第四号ロの規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成二十二年文部科学省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十七日

文部科学大臣　松本　洋平

次の表により、改正前欄に掲げる破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第二（第二条関係）

名称	位置	備考
［略］	［略］	［略］
横浜インターナショナルスクール	神奈川県	高等部の第二学年から第四学年までの課程に限る。
江西インターナショナルスクール	愛知県	第十学年から第十二学年までの課程に限る。
名古屋国際学校	愛知県	ハイスクール科の第二学年から第四学年までの課程に限る。
Kyoto International School	京都府	ミドルスクール課程の第五学年並びにハイスクール課程の第一学年及び第二学年の課程に限る。
［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正前

別表第二（第二条関係）

名称	位置	備考
［同上］	［同上］	［同上］
横浜インターナショナルスクール	神奈川県	高等部の第二学年から第四学年までの課程に限る。
名古屋国際学校	愛知県	ハイスクール科の第二学年から第四学年までの課程に限る。
［同上］	［同上］	［同上］

附　則

この告示は、令和八年三月一日から施行する。